

いちご一会とちぎ国体下野市支給物品等配布要項

1 目的

この要項は、いちご一会とちぎ国体（以下「大会」という。）における諸物品及び案内資料等（以下「支給物品等」という。）の配布について、必要な事項を定めるものとする。

2 支給物品等

支給物品等の品目は、大会資料、案内資料等とし、それぞれの細目、及び配布対象者ごとの内訳は、別に定める。

3 配布対象者

支給物品等の配布対象者は、原則として次のとおりとする。

- (1) 大会役員、来賓
- (2) 競技役員
- (3) 競技補助員
- (4) 競技会係員
- (5) 競技会補助員
- (6) 選手、監督、大会関係者等
- (7) 視察員、報道員等
- (8) その他実行委員会が必要と認めるもの

4 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、支給物品等の配布について必要な事項は、別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における支給物品等配布についても、必要に応じてこの要項を準用する。

附則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。